第 1 条（本特約）

1. 本特約は、au フィナンシャルサービス株式会社（以下「au フィナンシャルサービス」といいます。）が、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）および沖縄セルラー電話株式会社（以下、KDDI と併せて「KDDI 等」といい、KDDI 等および au フィナンシャルサービスを併せて「両社等」といいます。）との提携により発行するクレジットカードの貸与等を希望し、両社等により本会員と認められた方（以下「本会員」といい、本会員に貸与等されるカードを「本会員カード」といいます。）および両社等により家族会員と認められた方（以下「家族会員」といい、本会員と併せて「会員」といいます。また、家族会員に貸与等されるカードを「家族カード」といい、本会員カードと併せて「本カード」といいます。）ならびに会員となることを希望する方（本カードの申込に着手した方を含み、以下「入会希望者」といい、会員と併せて「会員等」といいます。）が、本カードの申込、入会、利用に関する際の一切に対して適用されます。
2. 会員等は、本特約に加え、au フィナンシャルサービスが定める「カード会員規約」（以下「カード会員規約」といいます。）および関連する規約、特約、利用規定、本カードに係るガイドライン等（お知らせ等で公表した内容も含みます。）の一切（カード会員規約と併せて、以下「クレジットカード関連規約」といいます。）および KDDI 等が定める「au Ponta ポイントプログラム規約」（以下「 ポイント規約」といい、クレジットカード関連規約と併せて「本カード関連規約」といいます。）が適用されることについて同意するものとします。
3. 本特約の他、本カードに係るガイドライン等がある場合は、本カードに係る WEB サイト（以下「本サイト」といいます。）において掲示します。
4. 両社等は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、両社等のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。

（1）変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

（2）変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

5. 本特約に定めのない事項は、本カード関連規約に準じるものとし、本特約の規定と本カード関連規約の規定が競合した場合には本特約の規定が優先します。
6. 本特約で定めのない限り、本特約上の語句は、カード会員規約の定義によるものとします。

第 2 条（本カード）

1. 本カードは、KDDI 等が提供する au Ponta ポイントプログラムに係る諸機能と au フィナンシャルサービスが発行するクレジットカードに係る諸機能（以下「クレジット機能」

といいます。）との一体型カードです。

2. 本カードの利用は会員にのみ限定され、会員は、第三者に対して、本カードを貸与等または譲渡して利用させること、または本カードを質入れその他の担保に供することはできません。
3. 本カードの所有権は、au フィナンシャルサービスに帰属するものとします。

第 3 条（本カードの申込）

1. 本カードの申込にあたって、入会希望者（家族会員となることを希望する入会希望者が存する場合は、当該入会希望者を含みます。以下本項において同じ。）は、au ID を本カードに設定する必要があります。au ID の設定、利用に関しては、KDDI が別途定める「ID 利用規約」が適用されます。
2. 会員等は、両社等が指定する方法により本カードの申込（本カードの有効期間満了に伴うカードの更新（以下「更新発行」といいます。）や盗難、紛失、不正利用発生、汚損等に伴うカードの再発行（以下「再発行」といいます。）の申込も含みます。）ができます。
3. 本カードの申込にあたり、会員等は、両社等が指定する会員等に関する情報（以下「本申込情報」といいます。）を両社等に申告するものとします。

第 4 条（本カードの審査）

本カードの発行には、カード会員規約に定める審査があります。会員等は、第 3 条に定める申込を行ったにもかかわらず本カードが発行されない場合があることにあらかじめ同意します。

第 5 条（発行手数料および年会費）

1. 本カードの発行手数料（更新発行および再発行も含みます。以下同じ。）は、別途定めない限り、無料です。
2. 本カードのうち、次条第 2 項に定める「au PAY カード」の年会費は、カード会員規約に定めるとおり、無料とし、「au PAY ゴールドカード」は、当社所定の年会費がかかります。
3. 本会員が第 3 条第 1 項に定める条件を満たさなくなった場合（以下、このような本カードを「au ID 会員資格失効後カード」といいます。）の年会費についても前項に定める区分に応じるものとします。また、au ID 会員資格失効後カードの更新発行および再発行に要する発行手数料についても、同様とします。
4. 本カードの利用にあたり生じる各種手数料等は、本特約に定める他、カード会員規約に定めるとおりとします。

第 6 条（本カードの特典）

1. KDDI 等は、 ポイント規約に基づき、本会員カードに設定されている au ID に対して、本カードの決済額（家族会員が存する場合には、家族カードの決済額を含みます。） に応じた Ponta ポイントを本会員カードの特典として加算するものとします。なお、加算の条件・方法等については、本サイト等に掲載することにより会員に周知します。
2. 前項に定める特典に加え、両社等が指定する提携先が提供する特典を付与した本カードを、「au PAY ゴールドカード」といい、かかる特典を付与していない本カードを、「au PAY カード」といいます。
3. 本カードの特典の詳細、有効期限等については、各特典に係るクレジットカード関連規約が適用されます。
4. au ID 会員資格失効後カードには、本カードの特典の全部または一部が適用されません。特典の詳細等については、本サイト等に掲載するものとします。

第 7 条（本カードの有効期限）

本カードの有効期限は、カード会員規約に定める有効期限に準じます。

第 8 条（本カードの利用の停止、会員資格の喪失等）

1. 会員がカード会員規約に定めるクレジットカードの利用・貸与等の停止、法的措置、会員資格取消等となる事由と同等の事由に該当した場合、本カードの利用ができなくなります。
2. 会員が前項に該当しない限り、au ID 会員資格失効後カードであっても、会員は、本カードのクレジット機能を継続して利用できます。ただし、その場合における、au ID 会員資格失効後カードの利用については、クレジットカード関連規約が適用されるものとし、本特約（ただし、第 5 条第 3 項、第 6 条第 4 項、および本項を除きます。）は適用されません。なお、本会員カードが au ID 会員資格失効後カードとなった場合の当該本会員カードに係る家族カードの扱いについては本サイト等に掲載するものとします。

第 9 条（本カードの個人情報取扱いに関する特約）

1. 会員等は、KDDI 等が、本申込情報のうち、以下に定める会員等の個人情報等（以下「お客さま情報」といいます。）を au フィナンシャルサービスへ提供することについて同意するものとします。

(1) 氏名、生年月日、性別、ご自宅住所、会員等が KDDI 等との間で締結している通信サービスの提供に係る契約（以下「回線契約」といい、au ID の利用に係る契約と併せて「回線契約等」といいます。）において連絡先としてご登録済みの電話番号およびメールアドレス。

(2) 回線契約の家族割、一括請求等のサービス登録状況

(3) 回線契約等の契約内容（契約年数、契約日、解約日を含みます。）および au ID
(4) 回線契約に係る通信料金等の支払状況および支払額
(5) au PAY（au かんたん決済）の利用実績、料金支払方法、料金の支払状況および支払額
(6) au PAY プリペイドカードの利用実績、保有 Ponta ポイント数および Ponta ポイントの利用実績
(7) 保有 au ポイント数および au ポイントの利用実績
(8) KDDI 等が実施したキャンペーンへの参加実績
(9) 会員等が KDDI 等との間で締結した各種サービスの提供に係る契約（回線契約等を含みません。）の契約内容（契約年数、契約日、解約日を含みます。）ならびに当該サービスの利用実績、料金の支払状況および支払額

2. KDDI 等は、入会希望者による本会員カードの申込手続きを簡易にするため、入会希望者が au ID にてログインを完了した時点で、当該入会希望者に係る第 1 項第 1 号に定めるお客さま情報を、au フィナンシャルサービスに提供するものとします。
3. 家族カードの申込手続きを行うため、本会員のお客さまが「家族会員情報」画面で au ID を入力完了した時点（家族会員となることを希望されるお客さまの au ID を入力する場合は当該お客様に代わって入力するものとします。）で、KDDI 等は、当該 au ID に紐づく入会希望者に係る第 1 項第 1 号の情報を au フィナンシャルサービスに提供します。
4. KDDI 等は、本カードの申込が完了した時点で、入会希望者に係る第 1 項第 2 号から第 9 号までのお客さま情報の全部または一部を au フィナンシャルサービスに提供し、au フィナンシャルサービスは当該情報を次の各号に定める利用目的のために取得するものとします。

(1) au フィナンシャルサービスが取扱う商品（キャッシングを含みます。）やサービス・キャンペーン等に関する情報のご提供、新商品情報のお知らせならびに関連するアフターサービス、市場調査および概念実証、商品開発および宣伝のためのダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内を行うため。
(2) au フィナンシャルサービスが現在または将来において行う事業（au フィナンシャルサービスのホームページに掲載）に関する取引の与信判断および与信後の管理ならびにこれらを効率化するための統計データとして用いるため。
(3) 会員等との申込および取引に関する事務や内部管理業務を行うため。

5. KDDI 等は、お客さま情報について、au フィナンシャルサービスより、変更確認等に係る照会を受けた場合、および前項に定める目的のために利用する場合、最新のお客さま情報の全部または一部を au フィナンシャルサービスに提供します。
6. 第 1 項第 1 号に定めるお客さま情報に変更があった場合、会員は、KDDI 等または au フィナンシャルサービスに当該変更を申告するものとします。なお、KDDI 等に申告した場合、会員は、KDDI 等が、当該申告内容を、au フィナンシャルサービスへ提供すること

について同意するものとします。

7. 会員等が前項の変更の申告を怠り、または申告を誤ったことにより、不測の不利益を被ったとしても、両社等はその責任を一切負いません。

第 10 条（メール等の配信）

1. 両社等は、個別にまたは共同にて、本カードに係るアンケート、両社等または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告、その他両社等が会員等にとって有益と考える情報（以下「広告情報等」といいます。）を、au ID に登録されたメールアドレス宛てまたは会員等が当社の指定する方法にて登録等をしたメールアドレス宛てまたは本サイト上に配信することができるものとします。
2. 両社等は、会員等に対して本カードに係る通知を行う場合、会員等に対し個別の通知を行い、または本サイト上に通知事項を掲載（通知事項を記載した WEB サイトへのリンクを貼る行為を含みます。）するものとします。個別の通知を行う場合、両社等は、前項に定めるメールアドレス宛て、または au ID に登録された携帯電話番号の SMS に配信するものとします。
3. 両社等は、会員がカード会員規約に定めるクレジットカードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消等となる事由と同等の事由に該当した場合およびポイント規約の会員の資格を喪失した場合も、広告情報等を継続して配信することができるものとします。

第 11 条（準拠法）

本特約に関する準拠法は、日本国法とします。

第 12 条（お問い合わせ・相談窓口等）

本カードに対するお問い合わせ・相談窓口等は、本特約末尾をご参照ください。

〔クレジットカードに関する問い合わせ〕
au フィナンシャルサービス コールセンター
電話番号 03-6758-7388
〔Ponta ポイント等 KDDI 等が提供するサービスに関する問い合わせ〕
au 携帯電話から局番なし 157 または一般電話から 0077-7-111
受付時間 9:00～20:00（年中無休）

（2025 年 6 月 19 日改定）